

グループ3. 法定基準を上回る対策の実施（最大2項目・最低1項目選択）

3-(1). 特定運転者以外の運転者への計画的な適性診断（一般診断）の実施（2点）

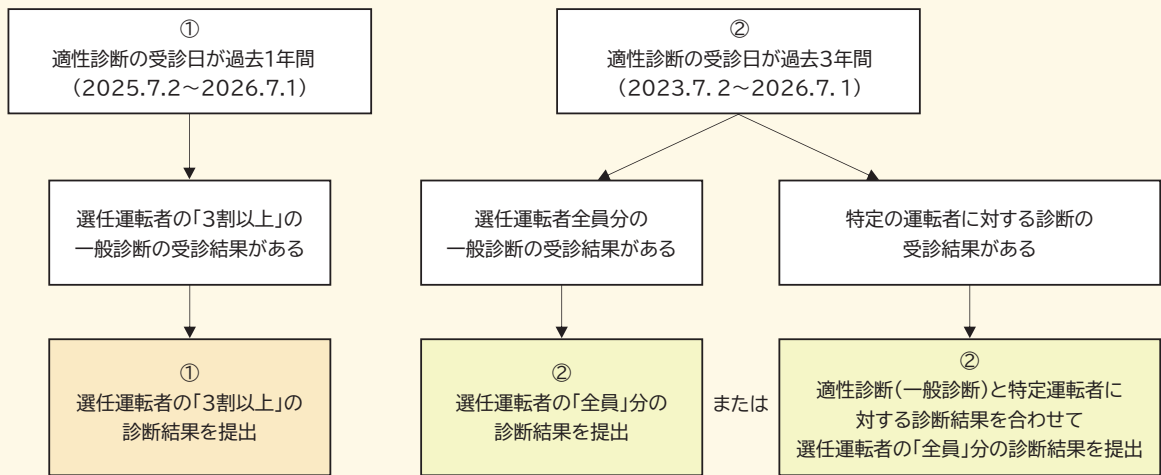


判断方針

- ◆ 心理・生理の両面から個人の特性を把握し、運転者の運転特性を明らかにするための適性診断の受診の有無を判断します。
- ◆ 受診が義務づけられている特定運転者に対する適性診断と、特定運転者以外の運転者が任意で受診する一般診断の受診状況を判断します。
- ◆ 自動車事故対策機構、トラック交通共済協同組合、損害保険会社等が行っている適性診断の受診結果を判断します。

判断基準

- ◆ ①または②のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象とします。
- ① 過去1年以内(2025年7月2日～2026年7月1日)において、「適性診断(一般診断※)」の受診者数が、全ての選任運転者数数の3割以上であること。
- ② 過去3年間(2023年7月2日～2026年7月1日)において、全ての選任運転者が「適性診断(一般診断)」又は「適性診断(特定の運転者に対する診断※)」のいずれかを受診していること。



※一般診断とは、特に法令で定めのない任意の適性診断のことをいいます。

※特定の運転者の診断とは、「特定診断IまたはII」、「初任診断」、「適齢診断」のことをいいます。

特定の運転者	適性診断の種類
① 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者（事故惹起運転者）	特定診断I、II
② 運転者として新たに雇い入れた者（初任運転者）	初任診断
③ 高齢者（65歳以上の者をいう。）（高齢運転者）	適齢診断

グループ3-1

提出書類

適性診断実施機関または受診機器から発行された受診結果を提出してください。（自社で作成された受診一覧などは対象としません。）

(イ) 受診者氏名にカラーマーカーをつけ、役職員名簿にチェック。

(エ) 受診年月日（判断基準に適合するもの）

(ア) 適性診断の種類
「一般診断」「特定診断ⅠまたはⅡ」「初任診断」「適齢診断」

(ウ) 受診機関名
※自社で作成したものは不可。

(ア) 診断の種類の記事があること。（書類内のどこかに記載があれば可）

(オ) 診断の結果（具体的な内容）の記載があること。

←はあくまでイメージです。緑のフキダシの内容が確認できる書類を提出してください。

●確認内容

(ア) 適性診断の種類、(イ) 受診者氏名、(ウ) 受診機関名、(エ) 受診日、(オ) 診断結果

<注意事項>

- ・機器のレンタル・購入の場合は、出力結果を添付してください。ただし、上記「確認内容」の(ア)～(オ)が確認できない場合は、レンタル・購入したことがわかる資料（領収証等）をあわせて添付してください。
- ・受診結果の書式や受診機関、機器については、基本的に定めはありませんが、上記の「確認内容」が確認できる必要があります。
- ・役職員名簿により選任運転者の氏名が確認できないものは、加対象としません。
- ・受診結果の受診者氏名が、転職等で会社名が他社（営業所）名になっている場合は、「転職のため」等と書き込んでください。
- ・受診結果は必ず受診年月日、受診者が明記されていること。明記されていない場合は手書きで記入してください。（年の記入もれに注意）
- ・受診日が2026年7月2日以降のものは、加対象としません。

対象外

- ・損害保険会社等で受診した自己診断や自己チェックのみで、診断結果やコメント等が出力されていないもの。
- ・自社で作成した受診結果一覧表のみ（実際に受診したのか確認不可）